

資 料

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 6 年 9 月 会 議
議 案 説 明 資 料

洞爺湖町表彰条例に基づく被表彰者名簿

(順不同・敬称略)

《功労表彰》

氏 名	年齢	功 績 等 の 概 要	備 考
橋 本 志津男	74歳	昭和52年から令和6年までの47年の永きにわたり洞爺村商工会、洞爺湖町商工会役員として地域経済の向上と発展に寄与され、その間、会長、副会長などを歴任し、商工会運営や地域経済の活性化に多大なる貢献をされた。	【対象公職等】 洞爺村商工会理事 昭52.5～平11.5 洞爺村商工会副会長 平11.5～平15.5 洞爺村商工会会長 平15.5～平19.3 洞爺湖町商工会監事 平19.5～令6.5 【表彰歴】 平成20年 功労賞（消防団）
石 川 修 一	69歳	平成12年から令和6年までの23年の永きにわたりとうや湖農業協同組合役員として地域農業の向上と発展に寄与され、その間、会長、代表理事組合長などを歴任し、組合員の経営安定と農業協同組合の健全な運営に努めるとともに、地域農業の振興に多大なる貢献をされた。	【対象公職】 とうや湖農業協同組合理事 平12.6～平15.3 とうや湖農業協同組合代表理事組合長 平15.4～平28.5 とうや湖農業協同組合会長 平28.6～令6.4
京 谷 一 弘	71歳	昭和46年から令和5年までの51年の永きにわたり洞爺消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	【対象公職等】 西胆振消防組合洞爺消防団 団員 昭46.12～平6.3 西胆振消防組合洞爺消防団 班長 平6.4～平7.11 西胆振消防組合洞爺消防団 部長 平7.11～平15.9 西胆振消防組合洞爺消防団 副分団長 平15.10～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 副分団長 平19.10～平29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 副分団長 平29.6～令5.9

氏 名	年齢	功 績 等 の 概 要	備 考
荒 哲 雄	67歳	昭和54年から令和6年までの44年の永きにわたり虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	【対象公職等】 西胆振消防組合虻田消防団 団員 昭54.12～平5.6 西胆振消防組合虻田消防団 班長 平5.7～平15.10 西胆振消防組合虻田消防団 部長 平15.10～平16.6 西胆振消防組合虻田消防団 副分団長 平16.7～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 分団長 平19.10～平21.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 副団長 平21.10～平29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 副団長 平29.6～令6.7 【表彰歴】 平成15 貢献賞（水難救助所）
菊 地 新 市	65歳	昭和54年から令和6年までの44年の永きにわたり虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	【対象公職等】 西胆振消防組合虻田消防団 団員 昭54.12～平14.3 西胆振消防組合虻田消防団 班長 平14.4～平15.10 西胆振消防組合虻田消防団 部長 平15.10～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 部長 平19.10～平21.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 副分団長 平21.10～平29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 副分団長 平29.6～平30.3 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 分団長 平30.4～令6.7 【表彰歴】 平成16 貢献賞（水難救助所）

氏 名	年齢	功 績 等 の 概 要	備 考
入 谷 松 一	63歳	昭和60年から令和6年までの38年の永きにわたり虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	【対象公職等】 西胆振消防組合虻田消防団 団員 昭60.7～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 班長 平19.10～平28.3 西胆振消防組合洞爺湖消防団 部長 平28.4～平29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 部長 平29.6～平30.3 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 副分団長 平30.4～令4.9 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 分団長 令4.10～令6.3
福 原 博 文	60歳	平成元年から令和5年までの34年の永きにわたり虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	【対象公職等】 西胆振消防組合虻田消防団 団員 平1.7～平15.10 西胆振消防組合虻田消防団 班長 平15.10～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 班長 平19.10～平22.11 西胆振消防組合洞爺湖消防団 部長 平22.12～平29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 部長 平29.6～令5.9
阿 部 重 徳	57歳	昭和62年から令和6年までの37年の永きにわたり虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	【対象公職等】 西胆振消防組合虻田消防団 団員 昭62.4～平15.3 西胆振消防組合虻田消防団 班長 平15.4～平16.6 西胆振消防組合虻田消防団 部長 平16.7～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 部長 平19.10～H29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 部長 平29.6～平30.3 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 副分団長 平30.4～令6.7

氏 名	年齢	功 績 等 の 概 要	備 考
三 島 基 幸	50歳	平成4年から令和6年までの31年の永きにわたり虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著である。	【対象公職等】 西胆振消防組合虻田消防団 団員 平4.6～平19.9 西胆振消防組合洞爺湖消防団 団員 平19.10～平29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団 団員 平29.6～令6.2 【表彰歴】 平成25 貢献賞（水難救助所）

洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法<u>第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> (6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u>をいう。 (個人番号の利用に係る事務) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び町長が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 略 3 町長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法<u>第19条第9号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (個人番号の利用に係る事務) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び町長が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。 2 略 3 町長は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限

度で利用特定個人情報_____であって自らが保有するもの
を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワ
ークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特
定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

別表第1（第4条関係）

機関	事務
略	略
町長	<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子 どものための教育、保育給付の支給又は地域子ども・子育て支 援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>
町長	<u>児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又 は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>

度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの
を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワ
ークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個
人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

別表第1（第4条関係）

機関	事務
略	略

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
略	略	略
町長	<u>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）による子どものための教育、保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、障がい者関係情報、介護保険給付等関係情報、重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</u>
町長	<u>児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、障がい者関係情報、介護保険給付等関係情報、重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</u>

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
略	略	略

洞爺湖町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第 6 章 罰則 第 9 条 洞爺湖町は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 5 項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした</u> 場 合においては、その者に対し、10 万円以下の過料に処する。	第 6 章 罰則 第 9 条 洞爺湖町は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 9 項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場</u> 合においては、その者に対し、10 万円以下の過料に処する。

北海道後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>(広域連合の処理する事務)</u> 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。 (広域連合の経費の支弁の方法) 第19条 略 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、<u>別表</u>により、広域連合の予算において定めるものとする。 <u>別表</u> 略	<u>(広域連合の処理する事務)</u> 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。 (1) <u>被保険者の資格の管理に関する事務</u> (2) <u>医療給付に関する事務</u> (3) <u>保険料の賦課に関する事務</u> (4) <u>保健事業に関する事務</u> (5) <u>その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u> (広域連合の経費の支弁の方法) 第19条 略 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、<u>別表第2</u>により、広域連合の予算において定めるものとする。 <u>別表第1</u> 略 <u>別表第2</u> 略